# 届出(報告)の仕組みと方法

(1) 届出(報告)の仕組み



## (2) 届出(報告)方法

届出(報告) 手段	対象者	主な仕組み	届出(報告)・申請の内容							
			当日 登録	出生	輸入	転入・ 転出	死亡	とさつ	耳標 再発行	修正
1) <b>届出Web</b> システム ※1,3,4,5	農家、農協、家畜市場、 と畜場、輸入者等	Webサイトから複数頭を (最大500頭)一括で 届出(報告)	○※1	0	0	0	0	0	0	0
②電話音声応答 (C T I) ※1	農家	プッシュフォンで 届出(報告)	○※1	0	×	0	0	×	0	×
3LO ※1,3,5	農協、家畜市場、 大規模農家、輸入者等	専用ソフトとインターネッ ト(メール)により複数頭 を一括で届出(報告)	○※1	0	0	0	0	0	0	×
<ul><li>④イントラ報告 (ID連携) ※1,3</li></ul>	と畜場、家畜市場、 大規模農家等	専用ソフトとインターネット(VPN回線)により複数 頭を一括で届出(報告)	○※1	0	×	0	0	0	0	×
5 F A X ※ 2	農家、農協等	報告カードをFAXで 送信して届出(報告)	<b>×</b> ※ 2	0	0	0	0	0	×	×

※1 届出(報告)時刻によっては、登録が翌日になる場合があります。

※2 FAXによる届出(報告)は、オペレーターが入力しているため、受付から登録まで<u>1週間程度</u>かかります。 FAX以外の届出(報告)手段のご利用をお勧めします。

※3 届出Webシステム、LO、イントラ報告(ID連携)は、利用者(対象者)により、利用できる機能が異なります。

※4 届出Webシステムは、パソコン、タブレット、スマートフォンからの届出(報告)に対応しています。

※5 届出Webシステム、LOは、届出(報告)の翌日、登録又はエラーとなった届出(報告)内容をメールでお知らせ します。届出Webシステムでは、登録・エラーの内容を画面上で確認したり、ダウンロードすることができます。

《注》 インターネットを利用した届出(報告)方法のうち、「パソコン報告システム」につきましては平成30年2月28日、 「携帯電話報告システム」につきましては平成30年6月30日をもちましてサービスを終了いたしました。



- ① 最大500頭までの届出(報告)内容を、一括送信できます。
- ② 届出(報告)内容を、指定するエクセルファイルに入力し、CSVファイルで保存後、取り込むことができます。
- ③ 届出(報告)当日に登録されます。(P8※1参照)
- ④ 登録・エラーの内容は、メールでお知らせするほか、届出Webシステムの画面上で確認したり、ダウンロード することができます。
- ⑤ 自分で届出(報告)した内容の修正請求を行うことができます。
- ⑥ 繋養している牛の情報や在庫耳標の番号が確認できます。
- ⑦ 耳標の再発行請求を行うことができます。
- ⑧ スマートフォンやタブレットでもご利用いただけます。
- ⑨ 牛の飼養者以外の方(家畜市場、輸入業者、と畜場)からの届出(報告)も可能です。



## (ウ)利用方法



メ MATER #1 家畜改良ヤンタ・

### (工) 注意事項

- 1. <u>パスワードは利用登録後にメールでお送りします。メールを受信できる環境を準備の上、利用登録を</u> 行ってください。
- <u>一つのメールアドレスを複数の農家コードで登録することはできません</u>。
   複数の農場(農家コード)をお持ちの場合は、代表の農家コードを決めていただき、他の農家コードによる
   届出(報告)については、代表の農家コードから代行届出(報告)機能(ログインした農家コードとは別の農家
   <u>コードの届出(報告)を行う機能)を利用して届出(報告)を行ってください。
   なお、届出Webシステム利用登録いただいたメールアドレスにパスワード等が届かない場合は、
   **センター(0248-48-0596)**までご連絡ください。

  </u>
- 3. 2の代行届出(報告)機能を利用するには、家畜個体識別代行届出(報告)システム利用規約を遵守することに 同意の上、利用申請書をセンターに郵送してください。(P61)

### 【申請書郵送先】

#### **〒961-8511**

### 独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

(上記のとおり、住所は省略して記載しても郵送されます。)

- 4. WebブラウザのMicrosoft Edgeの場合は、一部の表示で文字化けする恐れがあります。
- 5. ExcelをインストールしたPCでしか使用できません。
- 6. Excel2019は使用できない恐れがあります。



### ●注意事項

#### 1. 登録された電話番号(ご自宅の電話番号等)からの利用について

登録された電話番号から電話音声応答(CTI)をご利用いただくと、基本的にパスワードの入力は不要ですが、複数の農場等に同じ電話番号を登録されている場合は、パスワードの入力が必要です。

#### 2. 登録された電話番号(ご自宅の電話番号等)以外からの利用について

農家コードを取得する際に連絡先として登録された電話番号以外からのご利用の場合(発信者番号により 農家コードが特定できなかった場合)は、<u>パスワードの入力が必要です。</u> パスワードは電話音声応答(CTI)から変更することができますので、セキュリティ確保のためパスワード の変更をお勧めします。

#### 3. ダイヤル回線について

ダイヤル回線の場合は、トーン信号が発信するよう切り替える必要がありますので、電話機本体の切り替え スイッチや【\*】を押す(※)などして「ピッ、ポッ、パッ」と音が出るよう設定をお願いします。 (※ 詳しくは、お使いの電話機の取扱説明書等を参照ください。)

#### 4. セキュリティ強化について

セキュリティ強化により、データベースへの反映まで、以前より時間がかかります。 出生や異動の届出(報告)は、速やかに行ってください。

#### 5. 検索サービスでの確認

データベースへの反映後に検索サービスにて確認が可能です。 個体識別番号を入力し、自身の届出(報告)が反映しているか 確認を行ってください。

※「牛の個体識別情報検索サービス」ホームページにアクセス
 →「個体識別番号の検索」をクリック
 → 同意確認後、牛の個体識別番号10桁の数字(半角)を
 入力して「検索」ボタンをクリック



#### 6. 同一牛の届出(報告)の注意点

同一牛の「出生と転出及び死亡の届出(報告)」、「出生及び転入の届出(報告)と耳標再発行請求」は 連続して行うことができません。出生又は転入の届出(報告)がデータベース上に反映されたことを検索サービ スで確認してから、同一牛の「転出及び死亡の届出(報告)」又は「耳標再発行請求」を行ってください。

#### 7. 再発行耳標の請求の注意点

片耳耳標(又は両耳耳標)の再発行請求中に、続けて同じ個体識別番号の耳標の再発行請求を行うことはでき ません。 請求した再発行耳標がお手元に届いてから、必要な手続きを行ってください。 再発行耳標の請求は、いったん受付を完了してしまうと取り消しができませんので、請求の際は請求内容を 十分ご確認ください。登録の確認は翌日以降センター(0248-48-0596)までご連絡ください。

#### 8. 主な特徴

音声案内が流れている途中でも入力(スキップ入力)することができます。 入力したい項目の番号を入れてください。もう一度聞きたい時は【\*】を押してください。 詳細な操作マニュアルはセンターホームページ(https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html )を参照 ください。

# ●よくあるお問い合わせ



### ~登録されている電話番号の変更・追加について~

転居等で電話番号が変更となった場合や、携帯番号の追加をしたい場合等は、お近くの 農林水産省地方農政局県域拠点(P62) へご相談いただき、農家コード取得時に登録された電話番号の変更・追加手続きを行ってください。

# 

# (イ)主な特徴

- ① 複数頭の届出(報告)内容を入力し、電子メール機能を利用した届出(報告)です。
- ② 届出(報告)当日中に登録となります。
- ③ 耳標の再発行請求を行うことができます。
- ④ 届出(報告)の翌日、登録又はエラーとなった届出(報告)内容をメールでお知らせします。
- ⑤ ハンディターミナル等を利用して、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに 取り込むことができます。

# (ウ)利用方法



### ●注意事項

- 1. 「ユーザー登録キーファイル」がメールで届きましたら、所定の場所へ保存してください。 保存場所は、通常、マイコンピューター  $\rightarrow$  Cドライブ  $\rightarrow$  LO\_SYSTEM  $\rightarrow$  BIN フォルダ内です。 なお、ユーザー登録キーファイルを開くことはできません。
- 2. LOを複数のパソコンにインストールして利用すると、届出(報告)したデータが登録されない等 トラブルの原因となることがあります。
- 3. 一部のWebメールではご利用になれません。



#### 1. メールアドレスの変更について

●よくあるお問い合わせ

LOで利用しているメールアドレスが変更になる場合は、「ユーザー登録キーファイル」も変更 する必要があります。

# 2. 「センターへの通信に失敗しました」というメッセージが表示された場合 LOの環境設定が正しく入力されていない可能性があります。

なお、お使いのメールの送信環境は、契約しているプロバイダー又は組織内のネットワーク担当 の方にご確認いただくようお願いします。



# ④ イントラ報告(ID連携)

詳細な操作マニュアルはこちら→ https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html

# (ア)仕組み



ALM MARCHINE

# (イ)主な特徴

- ハンディターミナルやスマートフォン等を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、 パソコンに取り込むことができます。
- ② VPN回線を利用して、牛の履歴情報を検索及び取得することができます。
- ③ 家畜市場、と畜場で利用されています。

# (ウ)利用方法



### ●注意事項

●よくあるお問い合わせ

- 1. 専用ソフト以外の物品(ハンディターミナル等)は利用者にて購入していただくことになります。
- 2. ネットワーク回線の経費等、ご利用に当たって発生する経費は全て利用者で負担していただくこと になります。

入手方法など

※ 詳細については、(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへ お問い合わせください。

ハンディターミナル等の物品や、スマートフォン用アプリの入手方法について
 (一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへお問い合わせください。

#### 2. ハンディターミナル等の物品の不具合等について

(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター又は各メーカーへ お問い合わせください。

### 3. パソコン及びネットワークの変更について

利用開始後、パソコンやネットワークの変更をされる場合は、イントラ報告(ID連携)の 再セットアップ等が必要となります。

変更の2~3週間前に(一社)家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへ ご相談いただくようお願いします。





### (イ)主な特徴

- 報告カード(P30~33)に届出(報告)内容を記入し、FAXで届出(報告)するシステムです。
   (報告カードに届出(報告)内容を記入して郵送されたものは受付していません)
- ② 報告カードは、1頭ごとに届出(報告)する様式、複数頭数(10頭まで)を一括して届出(報告) する様式があります。
- ③ FAXの内容はオペレーターが入力しているため、受付から登録まで1週間程度かかります。

### (ウ)利用方法

報告カードに届出(報告)する内容を記入し、以下の番号へFAXしてください。

FAX: **186-0037-80-2525** (専用ダイヤル)

FAX: 186-0248-48-0593 (上記専用ダイヤルがつながらない場合)

### ●注意事項

#### 1. 送信ミスの防止について

- ① 裏面で送信されている場合があります。表面、裏面をよく確認してから送信してください。
- ② 複数枚送信する場合、2枚重なって送信されていることがあります。
- ③ 送信された後は「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度送信して ください。

### 2. 報告カードの入手方法

報告カードは、通常耳標と同梱して配付されていますが、報告カードの在庫が少なくなった場合は、 コピーして使用していただくか、最寄の農林水産省地方農政局県域拠点(P62)等にも配布用カードが保 管されておりますので、お問い合わせください。なお、報告カードはこちらのページからも入手できます。

→ URL: https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html

#### 3. FAX送付した届出(報告)の内容に誤りがあった場合

誤って届出(報告)した内容が個体識別台帳に記録された場合、修正請求書(P35)を郵送ください。

→ 不明な場合は最寄の農林水産省地方農政局県域拠点(P62)又は下記センターへご相談ください。

#### 4. 届出(報告)後、1週間経過しても登録が確認できない場合

センター(0248-48-0596)にお問い合わせください。

# なお、<u>早く確実に登録をご希望の方は、届出Webシステム、電話音声応答システム(CTI)等を</u> ご利用いただくことをお勧めします。

## (3) 届出(報告)を農協等へ依頼する場合(代行による届出(報告)について)

法により、<u>届出(報告)は、牛の管理者(農家)自身が行うことになっています</u>。しかし、管理者自らが農協 等に届出(報告)行為の代行を依頼し、依頼を受けた<u>農協等が代わって届出(報告)することも可能</u>です。 代行で届出(報告)をする場合は、<u>農家と農協等との間で、あらかじめ書面(代行届出(報告)依頼書)を取</u> <u>り交わして、制度に基づく届出(報告)行為を行う者を明確にしてください</u>(下記記載例参照)。



- 上記は記載例です。代行で届出(報告)を行う場合は、農家と農協等との間で問題が起きないよう、 記載内容について双方で内容を確認し、書面で取り交わしておくようお願いします。
- ② なお、取り交わした<u>書面(代行届出(報告)依頼書)を、センターに提出する必要はありません。</u> <u>依頼者(管理者)と依頼された者(農協等)が各々保存しておいてください。</u>

●届出Webシステムで届出(報告)の代行を引き受ける農協等のみなさまへ

 <u>届出Webシステムの電子的システム</u>にて代行で届出(報告)を行う場合は、センターへ
 「家畜個体識別代行届出(報告)システム利用申請書」(P61)の提出が必要です。

詳しくはこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/syorui\_dairi.html

- ② 届出(報告)の内容に間違いが無いよう確認を行うとともに、農家との間に問題が起きないよう、
   上記記載例を参照し、代行で届出(報告)する委受託行為について農家と書面で取り交わしておく
   ことをお勧めします。
- ③ 農家の個人情報の取扱いに十分ご注意願います。